

中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業（施設整備業務）
特記事項（案）

I 共通事項

1 約款の適用

- (1) 本件業務に関しては、それぞれ次の約款を適用するほか、共通事項として「I」に掲げる事項を適用する。

ア 建設業務：

広島市建設工事請負契約約款（ただし、下記「II」に掲げる変更等を行った後のもの）

イ 設計業務（本件施設に係る設計及び各種許認可申請等の手続業務を含む。）：

広島市委託契約約款（建築設計業務用）（ただし、下記「III」に掲げる変更等を行った後のもの）

ウ 工事監理業務：

広島市委託契約約款（建築監理業務用）（ただし、下記「IV」に掲げる変更等を行った後のもの）

2 定義

- (1) 「本件施設」とは、中央公園ファミリープールエリア（仮称）の建物本体、建築設備、附帯施設（インフラ設備も含む）、植栽、外構を含む全ての施設をいう。
- (2) 「本件業務」とは、設計業務、建設業務、工事監理業務の総称をいう。
- (3) 「設計業務」とは、設計企業が実施すべき要求水準書等に定める設計業務をいう。
- (4) 「建設業務」とは、建設企業が実施すべき要求水準書等に定める建設業務をいう。
- (5) 「工事監理業務」とは、工事監理企業が実施すべき要求水準書等に定める工事監理業務をいう。
- (6) 「提案書類」とは、中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業の実施に関して、受注者（●（代表企業）及び●（構成員）で構成するものをいう。以下同じ。）が発注者に提出した事業提案書、発注者からの事業提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他受注者がこの契約締結までに提出した受注者の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (7) 「基本協定」とは、発注者と●グループとの間で締結した「中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業基本協定書」に定める協定をいう。
- (8) 「基本協定等」とは、基本協定、本契約、及び指定管理業務に関する基本協定の総称をいう。
- (9) 「設計期間」とは、設計業務を実施する期間をいう。
- (10) 「施工期間」とは、建設業務及び工事監理業務を実施する期間をいう。
- (11) 「設計対価」とは、設計業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (12) 「建設対価」とは、建設業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (13) 「工事監理対価」とは、工事監理業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (14) 「請負代金額」とは、設計対価、建設対価及び工事監理対価の合計額をいう。
- (15) 「法令変更」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
- イ 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- ウ 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- (16) 「維持管理・運営企業」とは、維持管理業務及び運営業務を行う●をいう。
- (17) 「指定管理業務に関する基本協定」とは、発注者が維持管理・運営企業を本件施設の指定管理者として指定した後、発注者と維持管理・運営企業が締結する、中央公園ファミリープールエリア（仮称）の管理に関する基本協定をいう。
- (18) 「開業準備業務」とは、指定管理業務に関する基本協定に基づき維持管理・運営企業が円滑に本件施設を開業するよう実施する準備業務をいう。
- (19) 「要求水準書等」とは、要求水準書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。

3 設計期間、施工期間

設計期間及び施工期間は、以下のとおりとする。

設計期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

施工期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

4 請負代金額

請負代金額（設計対価、建設対価及び工事監理対価）の内訳は、頭書のとおりとする。

5 許認可及び届出等

- (1) 受注者は、本契約を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履行その他の手続（発注者名義で行うものであっても、受注者が発注者からの委任を受けて行うことが可能な手続を含む。）を、自己の責任及び費用負担において完了しなければならない。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に定める許認可の取得及び届出の履行等に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- (3) (1)号に定める手続以外で、本契約の履行に関して発注者自身で行う必要のある許認可の取得又は届出の履行その他の手続については発注者において行う。ただし、この場合の費用については、特段の定めのない限り、受注者の負担とする。また、この場合において、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は発注者による許認可の取得及び届出の履行等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

6 法令変更による損害

- (1) 受注者は、法令変更が行われたことにより、本契約に基づく義務の履行ができなくなった場合、受注者に増加費用が発生する場合、又は本契約で予定していない追加業務が必要となった場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知するものとする。この場合において、法令変更には消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更を含むものとし、消費税及び地方消費税の変更後の負担額の算定等は変更後の法令によるものとする。
- (2) 受注者は、前項の通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、法令変更により発注者に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力するものとする。
- (3) 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、請負代金額から減額することができる。
- (4) 発注者は、受注者から第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本件業務を継続する。この場合に受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、次の各号に定めるところに従うものとする。なお、緊急を要する対応方法については、発注者は、協議期間中においても受注者に通知して実施させることができるものとする。
 - ア 発注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。
 - イ 受注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更以外の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

7 個人情報等の保護

受注者は、本契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）を遵守しなければならない。

8 適正な賃金の支払に関する措置

- (1) 受注者は、下請契約等の相手方と当該業務に係る契約を締結する場合には、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の趣旨に即した契約を締結しなければならない。
- (2) 発注者は、下請契約等の相手方がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときは、受注者に対して、当該下請契約等の相手方との契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

9 情報通信の技術を利用する方法

本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

10 維持管理・運営企業への協力

受注者は、維持管理・運営企業が行う開業準備業務に協力するものとする。

11 損害

本契約に基づき、発注者が負担又は賠償する受注者の費用又は損害は、必要かつ合理的な範囲内の金額に限られ、かつ、逸失利益は含まないものとする。

II 広島市建設工事請負契約約款について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、工事に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「要求水準書等、提案書類及び実施設計図書」と読み替える。
- (2) 本約款において、「設計図書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (3) 本約款において、「工期」とあるのは、「施工期間」と読み替える。
- (4) 本約款において、「請負代金」、「請負代金額」とあるのはいずれも「建設対価」と、「請負代金相当額」とあるのは「建設対価相当額」と読み替える。
- (5) 第1条の次に、次の3条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建設企業」とは、建設業務を行う●をいう。
- (2) 「工事目的物」とは、本件施設として整備される全ての施設をいう。
（既存施設等の解体・撤去等業務）

第1条の3 受注者は、要求水準書等に基づき、本件施設の供用開始時（令和●年●月）の2か月前までに、既存施設等を解体・撤去するものとする。ただし、要求水準書等に基づき改修又は現状のまま残置することが可能とされたものは、この限りでない。

- 2 受注者は、要求水準書等に基づき改修することとされた既存施設等については、発注者と協議の上定める期限までに改修するものとする。

（什器備品調達業務）

第1条の4 受注者は、発注者が別途定める日までに、要求水準書等に基づき調達すべき什器備品が記載されたリスト（以下「什器備品リスト」という。）を作成の上、発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

- 2 発注者は、什器備品リストを受領してから14日以内に当該リストの内容について確認し、その結果を受注者に書面にて通知する。発注者が承諾の通知を行った場合、承諾された什器備品リストの内容にて受注者が調達する什器備品の内容が確定したものとする。
- 3 発注者は、什器備品リストの内容について、要求水準書等との間に矛盾又は齟齬がある場合には、受注者に対して修正を求めることができる。受注者は、什器備品リストの内容について発注者から修正を求められた場合には、速やかに修正する。
- 4 発注者は、前2項により什器備品の内容の確定がなされる前であれば、提案書類に基づく什器備品見積額を超えない範囲で、書面により什器備品の内容の変更を受注者に求めることができる。受注者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果を発注者に通知しなければならない。発注者は受注者の検討結果を踏まえて、什器備品の変更の実施又は不実施を受注者に通知し、受注者はこれに従うものとする。
- 5 受注者は、自己の責任と費用負担において、前4項の手続により確定した什器備品リストに従って什器備品を調達し、搬入・設置する。ただし、発注者が具体的な搬入場所を指示した場合には、当該指示に従うものとする。
- 6 前項の搬入・設置が完了した場合、受注者は、発注者に対し直ちにその旨を書面にて通知する。受注者から当該通知を受けた場合、発注者は搬入・設置された什器備品が什器備品リストに規定された性能及び仕様を充足していることの確認手続（以下、この条において「搬入・設置完了確認」という。）を実施する。受注者は、搬入・設置完了確認に自ら立会い、什器備品リストに示す什器備品の取扱いについて発注者に説明しなければならない。発注者は、搬入・設

置完了確認の結果、搬入・設置された什器備品が什器備品リストに定められた内容及び水準を客観的に満たすと認めた場合には、什器備品の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書を受注者に交付するものとし、これを満たしていない場合には、受注者に対して交換、補修若しくは改善を求めることができる。受注者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに自己の責任と費用負担において対応する。

- (6) 第3条第1項及び第3項の規定において、「工程表」とあるのは、「工程表及び施工計画書」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
- (7) 第3条第1項の「この契約締結後」とあるのは、「初回に提出された実施設計図書が確認された後」と読み替える。
- (8) 第3条第3項の次に、次の1項を追加する。
 - 4 受注者は、建設業務が完了するまでの間、月1回、要求水準書に定める施工報告書を発注者に提出するものとする。
- (9) 第10条第1項第1号の規定において、「現場代理人」とあるのは、「施設整備業務責任者」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
- (10) 第10条第1項第2号の規定において、「主任技術者」とあるのは、「建設業務責任者」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
- (11) 第18条第1項第1号の規定において、「図面、仕様書、工事に関する説明書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (12) 第18条の規定に次の2項を加える。
 - 6 受注者は、工事の施工に当たり、実施設計図書、その他受注者が作成した設計図書（以下「実施設計図書等」という。）に誤りがあることを発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、実施設計図書等の訂正を行なったうえ、工事の施工を行わなければならない。
 - 7 前項の規定により実施設計図書等の訂正が行われた場合において、工期遅延等が生じて発注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者の損害を賠償しなければならない。
- (13) 第25条第1項の規定において、「請負契約締結の日」とあるのは、「この契約の締結の日」と読み替える。
- (14) 第31条の規定に次の規定を加える。
 - 受注者は、本件施設の引渡しに当たり、当該施設の使用方法についてマニュアルを作成し、その説明を行わなければならない。
- (15) 第34条第1項の規定において、「請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を」とあるのは、「実施設計図書等の設計成果物を引渡した後、建設対価の10分の4以内の前払金の支払を」と読み替える。
- (16) 第47条第1項の規定に次の号を加える。
 - (●) この契約以外の基本協定等が解除され、又は維持管理・運営企業に対する指定管理者の指定が取り消されたとき。

Ⅲ 広島市委託契約約款（建築設計業務用）について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「設計図書（仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「要求水準書等及び提案書類」と読み替える。
- (2) 本約款において、「設計図書」とあるのは、「要求水準書等及び提案書類」と読み替える。
- (3) 本約款において、「委託期間」とあるのは、「設計期間」と読み替える。
- (4) 本約款において、「委託契約金」とあるのは、「設計対価」と読み替える。
- (5) 本約款において、「管理技術者」とあるのは、「設計業務責任者」と読み替える。
- (6) 本約款において、「業務工程表」とあるのは、「設計業務計画書」と読み替える。
- (7) 第1条の次に、次の2条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 「成果物」とは、基本設計図書、実施設計図書及び設計成果物をいう。
- (2) 「基本設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した基本設計図書をいう。

- (3) 「実施設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した実施設計図書をいう。
- (4) 「設計成果物」とは、第31条の2に規定する確認を受けた基本設計図書及び第31条の3に規定する確認を受けた最終的な実施設計図書をいう。
- (5) 「設計企業」とは、設計業務を行う●をいう。

(事前調査)

- 第1条の3 受注者は、業務に必要な測量調査、地質調査、水道水質調査、電波障害対策調査、排水処理調査、その他の調査（以下「事前調査」という。）を、既に発注者が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、受注者は事前調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ発注者に連絡しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める事業計画書、事前調査計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。
 - 3 事前調査結果に不足、不備及び誤謬等がある場合には、受注者は、当該不足、不備及び誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
 - 4 受注者は、事前調査を行った結果、工事場所に関する発注者からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者及び受注者は、その対応を協議する。
 - 5 工事場所に関して発注者が提供した事前開示情報（以下「事前開示情報」という。）の中に誤謬（発注者の把握していない土壌汚染及び地中障害物等を含む。以下本条において「本件誤謬等」という。）があり、本件誤謬等が事前開示情報の他の記載及び受注者において合理的に入手可能な工事場所に関する情報からは合理的に予測できず、受注者に帰責性がないときには、発注者は、受注者と協議の上、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、受注者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する業務の遅延に対応した引渡予定日及び指定管理業務開始予定日の延期は行わず、またこれに起因する追加費用及び損害については、発注者は負担しない。
 - 6 前2項の定めにかかわらず、工事場所に関する地盤調査の結果として地盤改良工事等が必要となった場合、当該工事に要する費用は受注者の負担とするが、発注者は、受注者との間で、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日の変更について協議に応じるものとする。ただし、発注者が実施した地盤に関する調査結果に関する事前開示資料の情報について、当該情報に示される土質、地層深さ、その他性状のデータ値と、実際現場で確認したデータ値が明らかに異なる場合など、重大かつ明確な誤りがあった場合はこの限りでなく、前項の規定を準用するものとする。
 - 7 事前調査の結果、事前開示情報に含まれないアスベストの含有が判明した場合など、当該事象が、他の事前開示情報の記載及び受注者において合理的に入手可能な工事場所に関する情報からは合理的に予測できず、受注者に帰責性がないときには、第5項の規定を準用するものとする。
 - 8 受注者は、事前調査を実施した都度、要求水準書に定める事前調査報告書を発注者に提出するものとする。また、発注者は、必要と認めた場合には随時、受注者から第1項の調査に係る事項について報告を求めることができる。
 - 9 受注者が事前調査のために第三者が所有する土地に立入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- (8) 第4条第1項の規定を、次のとおり読み替える。
受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める設計業務計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。また、受注者は、設計業務が完了するまでの間、毎月2回（ただし、協議により変更する場合がある。）、要求水準書に定める定例会議事録を発注者に提出するものとする。
- (9) 第8条の規定において、「著作権法第19条第1項及び第20条第1項」とあるのは、「著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項」と読み替える。
 - (10) 第13条の規定に次の規定を加える。
- 5 本条に定める調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 6 発注者が調査職員を置かないときは、この約款に定める調査職員の権限は、発注者に帰属する。
- (11) 第14条第2項の規定を、次のとおり読み替える。
設計業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計対価の変更、設計期間の変更、設計対価の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。なお、設計業務責任者は、施設整備業務が適切に遂行されるよう、受注者が選任した施設整備業務責任者と相互に連携して対応しなければならない。
- (12) 第20条第1項第1号の規定において、「仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書」とあるのは、「要求水準書、入札説明書、質問回答書及び提案書類」と読み替える。
- (13) 第23条の条項は、適用しない。
- (14) 第31条の規定を、次のとおり読み替える。
(検査及び引渡し)
第31条 受注者は、基本設計及び実施設計に関する業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に、第31条の2又は第31条の3の規定に従い、基本設計図書又は実施設計図書を確認するための検査を行うものとする（以下、当該検査において発注者の確認を得たことを「合格」という。）。
- 3 発注者は、前項の検査において合格となった後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計対価額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。
- (15) 第31条の次に、次の2条を加える。
(基本設計図書の確認)
第31条の2 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した基本設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、基本設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、基本設計図書に関する発注者の確認を得た上で、実施設計図書に関する業務を行うものとする。
- (実施設計図書の確認)
第31条の3 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した実施設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、実施設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、第1項の確認を受けた後、この契約に基づく変更等が発生した場合には実施設計図書を修正し、発注者の確認を受けなければならない。
- (16) 第32条の規定を、次のとおり読み替える。
(設計対価額の支払)
第32条 受注者は、本件施設全体に係る基本設計図書及び実施設計図書のすべてについて、前2条の定めに従い発注者の確認を得たときは、設計対価額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に当該設計対価額を支払わなければならない。
- (17) 第34条から第36条及び第39条の条項は、適用しない。

- (18)第37条第1項及び第2項の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。
- (19)第37条の次に、次の1条を加える。
(債務負担行為に係る契約の特則)
第37条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、事業契約書の特約事項に定めるところによる。
- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。
- (20)第40条の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。
- (21)第42条第1項の規定に次の規定を加える。
- (8) この契約以外の基本協定等が解除され、又は維持管理・運営企業に対する指定管理者の指定が取り消されたとき。
- (22)第49条第1項及び第2項の規定は適用しない。

IV 広島市委託契約約款（建築監理業務用）について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「工事監理業務委託仕様書（別添の仕様書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (2) 本約款において、「工事監理仕様書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (3) 本約款において、「委託期間」とあるのは「施工期間」と、「委託契約金」とあるのは「工事監理対価」と、「委託契約金額相当額」とあるのは「工事監理対価相当額」と、「管理技術者」とあるのは「工事監理業務責任者」と、「業務計画書」とあるのは「工事監理業務計画書」と、「設計共同体」とあるのは「共同企業体」と読み替える。
- (4) 第4条第1項の規定において、「契約締結後14日以内」とあるのは、「工事に着手する2週間前まで」と読み替える。
- (5) 第4条第4項の次に、次の1項を加える。
- 5 受注者は、工事監理業務が完了するまでの間、月1回、要求水準書に定める工事監理報告書を発注者に提出するものとする。
- (6) 第6条第3項の規定において、「前払金の使用や」の文言は削除する。
- (7) 第26条第2項の規定において、「10日以内」とあるのは、「14日以内」と読み替える。
- (8) 第27条第2項の規定において、「30日以内」とあるのは、「40日以内」と読み替える。
- (9) 第28条第1項の規定において、「部分払の回数は、発注者が定め、受注者に通知する」とあるのは、「部分払の回数は、事業期間中、1年度につき3回（前会計年度における第28条の3の規定による支払限度額の繰越がある場合にあっては、4回）を超えることができない」と読み替える。
- (10) 第28条第3項及び第6項の規定において、「10日以内」とあるのは、「14日以内」と読み替える。
- (11) 第28条の次に、次の2条を加える。
(部分引渡し)
第28条の2 業務について、発注者が要求水準書等において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときの当該業務に係る検査、業務報告書の引渡し、工事監理対価の支払等については、第26条中「業務」とあるのは、「指定部分に係る業務」と、「業務報告書」とあるのは、「指定部分に係る業務報告書」と、同条第4項及び第27条中「委託契約金額」とあるのは、「部分引渡しに係る工事監理対価」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により読み替えて準用する第27条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る工事監理対価の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の規定により読み替えて準用する第27条第1項の請求を発注者が受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第28条の3 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、事業契約書の特約事項に定めるところによる。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

特 約 事 項

- 1 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円

- 2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の事項について変更することができる。